

産業廃棄物許可一覧表

(処分)

令和4年8月現在

都道府県及び 政令都市	許可番号	許可取得年月日 (許可期限)	処理方法	取り扱う産業廃棄物の種類																				
				燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	プラスチック アルカリ	プラスチック 類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系不要固形物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	家畜ふん尿	動物の死体	ばいじん		
中間 処理	三重県	第02447010618号	平成30年2月16日 (令和7年1月22日)	破 碎						●	●	●	●			●	●	●		●				
	三重県	第02447010618号	平成30年2月16日 (令和7年1月22日)	加 熱 固 化					●															
	三重県	第02447010618号	平成30年2月16日 (令和7年1月22日)	精 製			●																	
	三重県	第02447010618号	平成30年2月16日 (令和7年1月22日)	圧 縮						●	●		●			●	●							
	三重県	第02447010618号	平成30年2月16日 (令和7年1月22日)	破 碎 ・ 圧 縮 固 化						●	●	●	●											
	三重県	第02447010618号	平成30年2月16日 (令和7年1月22日)	混 練		●																		
最終 処分	三重県	第02447010618号	平成30年2月16日 (令和7年1月22日)	安定型埋立						●						●	●	●		●				

取り扱う産業廃棄物の種類

【中間処理】

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

廃油（植物性廃食油に限る。）

汚泥（無機性汚泥に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）

※上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

【最終処分】

廃プラスチック類（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）

ゴムくず（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。）

金属くず（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。）

ガラスくず（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）

がれき類（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）

※上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。